

向日市都市計画審議会委員名簿

学識経験者（6人以内）

(任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日)

氏 名	経 歴
大庭 哲治	京都大学大学院工学研究科准教授
北澤 孝之	向日市商工会理事
西田 一雄	(株)地域環境システム研究所会長
橋本 正治	向日市農業委員会会長
藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部デザイン科教授
リムボン	立命館大学産業社会学部教授

市議会議員（5人以内）

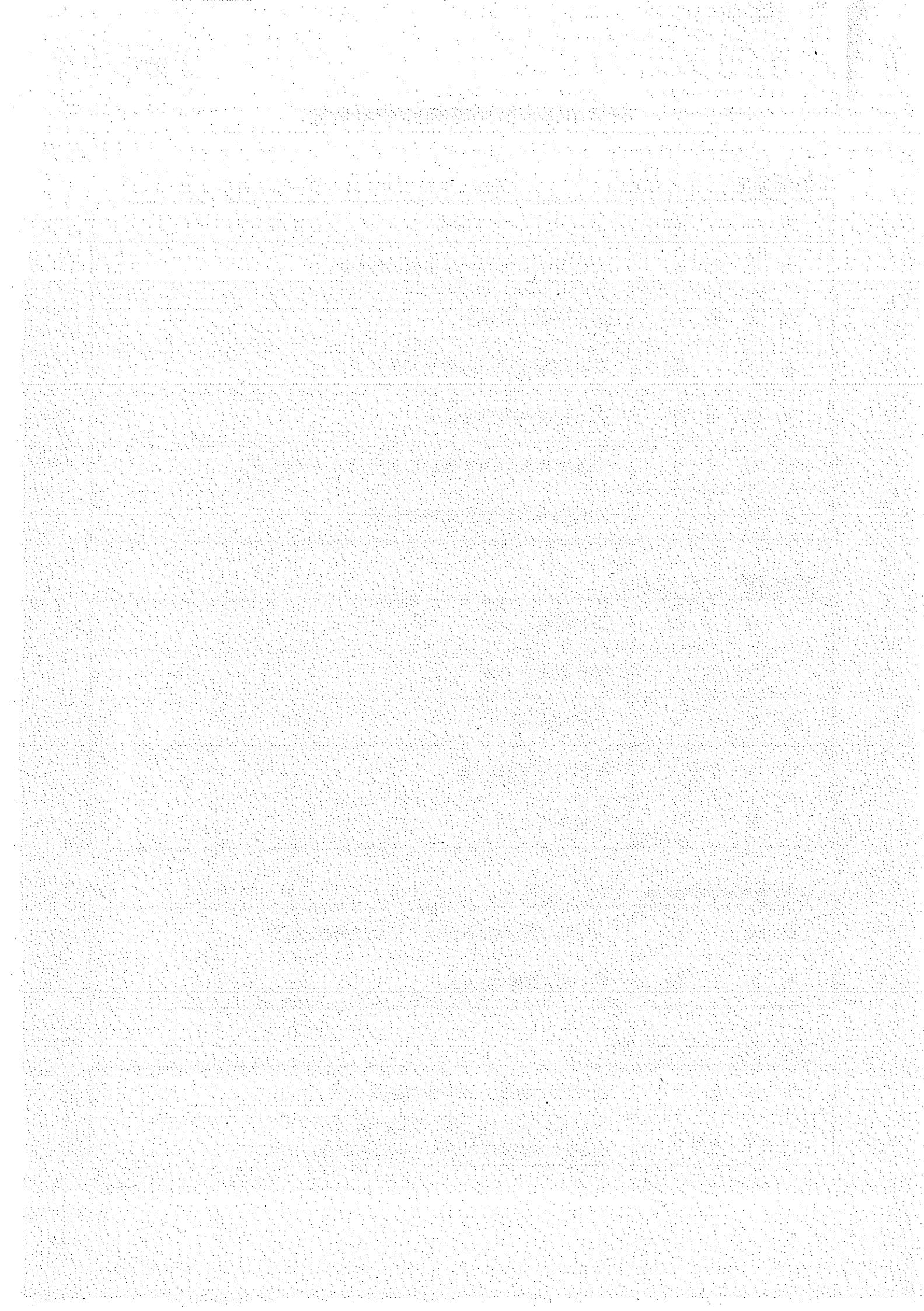
上田 雅	令和新政クラブ
永井 照人	令和自民クラブ
福田 正人	公明党議員団
山田 千枝子	日本共産党議員団
和島 一行	MUKOクラブ

関係行政機関の職員（2人以内）

渡邊 彰	山城広域振興局建設部乙訓土木事務所長
麻田 潤	向日町警察署副署長

住民の代表（2人以内）

西川 克己	観光協会会长、元市議会議員
六人部 美恵子	向日市歴史的風致維持向上協議会委員 全国女子神職協議会理事 京都女子神職会会长



○向日市都市計画審議会条例

昭和 44 年 12 月 24 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、向日市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第 19 条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和 44 年政令第 11 号)第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する者のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることがある。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 6 条 審議会は、委員並びに議案に關係のある臨時委員及び専門委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員並びに議案に關係のある臨時委員及び専門委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 7 条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を整理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年7月13日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和47年9月29日条例第20号)

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則(昭和48年10月1日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月25日条例第16号)

この条例は、平成11年8月10日から施行する。ただし、第3条第1項第1号及び第3号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第15号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に向日市都市計画審議会の委員である者の任期は、改正後の向日市都市計画審議会条例第3条第3項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

○向日市都市計画審議会運営規則

昭和 50 年 11 月 20 日

規則第 44 号

(目的)

第 1 条 この規則は、向日市都市計画審議会条例(昭和 44 年条例第 26 号。以下「条例」という。)第 9 条の規定に基づき、向日市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 審議会は、会長が必要と認めるときに、これを招集する。

2 会長は、やむを得ない場合を除き、会議の 3 日前までに議案を添えて会議の日時及び場所を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(欠席の申出)

第 3 条 前条第 2 項の通知を受けた委員、臨時委員又は専門委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(議長)

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 議長及び議長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が議長の職務を代理する。

(委員)

第 5 条 条例第 3 条第 2 項に規定する委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者 6 人以内
- (2) 市議会の議員 5 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2 人以内
- (4) 住民の代表 2 人以内

(委員、臨時委員、専門委員又は幹事以外の出席)

第 6 条 会長は、必要と認めるときは、委員、臨時委員、専門委員又は幹事以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(幹事)

第 7 条 条例第 7 条第 2 項に規定する幹事は、次の者をもつて充てる。

- (1) 副市長
- (2) ふるさと創生推進部長
- (3) 建設部長

(議事録)

第 8 条 審議会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、会長の承認を経るものとする。

(答申書)

第 9 条 会長は、議決事項について、速やかに文書をもつて市長に答申するものとする。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 6 月 30 日規則第 24 号)

この規則は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 6 月 30 日規則第 18 号)

この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 13 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 13 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 30 日規則第 18 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 30 日規則第 27 号)

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 11 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 8 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 17 日規則第 2 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令
昭和四十四年政令第十一号

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第一条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会（以下「審議会」と総称する。）の組織及び運営の基準に関しては、この政令の定めるところによる。

（都道府県都市計画審議会の組織）

第二条 都道府県都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者、市町村長を代表する者、都道府県の議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、都道府県知事が任命するものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員のうちから、都道府県都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前二項の規定により任命する委員の数は、十一人以上三十五人以内とするものとする。

4 都道府県都市計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができるものとする。

5 都道府県都市計画審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができるものとする。

6 臨時委員及び専門委員は、都道府県知事が任命するものとする。

（市町村都市計画審議会の組織）

第三条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前二項の規定により任命する委員の数は、五人以上三十五人以内（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、九人以上三十五人以内）とするものとする。

4 前条第四項から第六項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定めるものとする。

（議事）

第五条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の三分の一以上が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

（常務委員会）

第六条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができるものとする。

附 則 抄

- 1 この政令は、都市計画法の施行の日から施行する。
- 2 都市計画審議会令（大正八年勅令第四百八十三号）は、廃止する。

附 則 （平成一年一一月一〇日政令第三五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。